

○豊後大野市生活応援券事業実施要綱

令和 8 年 1 月 26 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価・賃金・生活総合対策として、急激なエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている市民に対し、市内で利用できる生活応援券(以下「応援券」という。)を配布し、住民生活の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 前条の目的を達成するために、令和 7 年度に豊後大野市(以下「市」という。)が発行する券種をいう。
- (2) 交付対象者 令和 8 年 2 月 1 日時点で市の住民基本台帳に登録されている者及び、市長が特に必要と認めた者をいう。

(応援券の発行)

第 3 条 市長は、この要綱に定めるところにより応援券を発行する。

- 2 応援券の名称は「豊後大野市生活応援券」とする。
- 3 応援券の 1 枚当たりの額面は 1,000 円とし、10 枚綴りを 1 冊とする。

(応援券の交付等)

第 4 条 市長は、交付対象者に対し応援券を 1 冊交付する。

- 2 交付の方法は、第 2 条第 2 号に規定する交付対象者の世帯ごとにまとめて、世帯主宛に送付する方法によるものとし、送付対象者に到着したことを明らかにできる手段によるものとする。
- 3 前項に規定する送付を行った結果、返戻があったときには、受取の意志に関わらず交付が完了したものとみなし、再送付は行わないものとする。
- 4 前項にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、別に定める方法により交付する。
- 5 前項において、応援券を受け取る者は、豊後大野市生活応援券事業交付申請書(様式第 1 号)を提出するとともに、住所地が確認できる本人確認書類を提示するものとする。

(応援券の使用範囲等)

第 5 条 応援券は、豊後大野市商工会(以下「商工会」という。)が指定したこの事業に協力する店舗(以下「加盟店」という。)を利用した場合において、その取引対価の全部又は一部として使用することができる。ただし、釣銭は受け取ることができないものとする。

- 2 応援券の使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの間とする。
- 3 応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 4 応援券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

5 応援券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
(加盟店の責務)

第6条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 応援券の受取を拒んではならないこと。
- (2) 応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。

(取引対価の支払相当額の返還等)

第7条 応援券の交付を受けた者が、偽りその他不正の行為によって応援券と用品を交換し、既に加盟店が第9条の規定による換金を商工会から受けている場合は、市長は当該者にその取引対価の支払相当額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(未使用応援券の返還)

第8条 応援券の交付を受けた者が、第5条の規定に違反して他に譲渡等をした場合又は前条に規定する場合において、未使用の応援券を所有している場合は、市長はその返還を請求することができる。

(事務の委託及び換金)

第9条 市は、商工会に使用済みの応援券の換金等に係る事務を委託し、換金に要する費用を契約で定める日までに概算払の方法で商工会の指定する口座に振り込むこととする。

2 商工会は、本業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書(様式第2号)に使用済みの応援券を添えて、市長に提出しなければならない。

3 商工会は、前項の実績報告書を提出した後、換金に要する費用の精算を遅滞なく行うものとする。

(換金額の返還)

第10条 市長は、加盟店が偽りその他不正の行為によって使用済み応援券の換金額の支払を受けたことが明らかになった場合は、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。